⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have Grade A or B in "offer of services" in terms of qualification for participating in tenders by Organizations in the Kanto-Koshinetsu area related to the Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.

④ Not those who are judged to be inappropriate as the other party to a contract on account of having violated any of the clauses of contract and illegal or unfair act previously made with an official in charge of any of the relevant local bureaus, or branch bureaus, or divisions, or offices.

⑤ Not be suspended by government offices or agencies from participating in tendering procedures and winning nomination for a successful bidder.

⑥ A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.

⑺ Time-limit for the application of participation: 17 : 00, October 25, 2024.

⑻ Time-limit for tender: 13 : 30, October 31, 2024.

⑼ Contact point for the notice: KANO Yuta, Special Staff Section for Common Building for Government Offices, Niigata Local Finance Office, Niigata Misaki Common Government Offices-2, 1―2―1 Misakicho, Chuou-ku Niigata-city, Niigata 950―8623 Japan, TEL 025―281―7510.

⑽ Details and others: As in the tender documentation.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年９月４日

支出負担行為担当官

大阪航空局長　石井　靖男

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空契第876号（№876）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　16

⑵　契約件名　那覇空港統合庁舎変圧器盤製造

⑶　履行内容等　本件は、那覇空港統合庁舎受配電設備の老朽化に伴い、変圧器盤の製造を行うものである。

調達機器内訳

・Ｐ系電灯コンセント盤　１面、Ｐ系空調動力盤　１面、№１　ＣＣＲ低圧盤　１面、№２　ＣＣＲ低圧盤　１面、№１　照明低圧盤　１面、№２　照明低圧盤　１面、№１　無線・情報・気象盤　１面、№１　Ｓ系電灯コンセント盤　１面、№１　Ｓ系動力盤１面、№２　無線・情報・気象盤　１面、№２　Ｓ系電灯コンセント盤　１面、№２　Ｓ系動力盤　１面、直流電源盤（電力用）１面、非常照明直流電源盤　１面

⑷　電子調達システムの利用　本案件は、申請書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑸　履行期間　契約締結日の翌平日から令和７年３月28日

⑹　納入場所　沖縄県那覇市字安次嶺531―３（那覇空港内）

⑺　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　開札時までに令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」のＡ等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年３月29日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、２⑶の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる要件を有する者であること。

１）平成21年４月１日以降において、調達物品（公称電圧6.6kVに接続する変圧器盤をいう。）又は同種物品（公称電圧6.6kV以上に接続する受電盤、変圧器盤又は配電盤をいう。）を製造し納入した実績を有すること。

２）「サービス・修理体制」の部門及び人員が適正に配置されていること。

３）夜間・休日の緊急連絡体制が確立していること。

４）障害発生時の技術者の派遣対応が24時間以内にできる体制であること。

５）納入後22年以上部品を補給できること。

６）部品発注から３ヶ月以内に補給可能であること。

⑻　入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書の問い合わせ先

〒540―8559 大阪市中央区大手前３―１―41大手前合同庁舎11階　大阪航空局総務部契約課契約係　電話番号06―6937―2708